

第 5 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 20 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第5回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月20日(水) 午後2時から午後2時44分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 16人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	9番	星容子
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
14番	加賀屋慎一	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	17番	藤田修
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子

5 欠席農業委員

8番	武藤真作	10番	伊藤洋文
13番	佐々木和昭		

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第16号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	奈良年洋	参事	熊谷勝
参事	工藤純子	参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主席主査	木内光一
主席主査	佐藤耕明	主席主査	鈴木百愛
主査	工藤奈津子	主任	佐藤知弘
主任	齋藤友毅		

8 書記

主任 齋藤友毅

9 議事録署名委員

16番	佐々木繁明	17番	藤田修
-----	-------	-----	-----

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和8年第5回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。8番武藤真作委員、 10番伊藤洋文委員、13番佐々木和昭委員です。 本日、委員定数19名中、16名の出席ですので総会の出席委員は定足数に 達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたし ます。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行 させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に 指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、16番佐々木繁明委員、17番藤田修委員 をお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従い まして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で 午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」について、第1区 域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
16番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「秋田市農業再生協議会通常総会」および会務報告 3の「一般社団法人秋田県農業会議第121回常設審議委員会」について、 私から報告します。 【会務報告2・3の報告】 次に、会務報告4の「秋田中央地区農業委員会会長会通常総会」につい て、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (工藤参事)	<p>【会務報告4の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 5 の「一般社団法人秋田県農業会議監査会」について、私から報告をします。
	【会務報告 5 の報告】
	次に、会務報告 6 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 8 の「現況地目照会に係る回答について」までの 3 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	【会務報告 6 から 8 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
11 番三浦宏和委員	はい。
議 長	11 番三浦委員、どうぞ。
11 番三浦宏和委員	会務報告 4 で秋田県農業会議の会長・副会長の候補者に佐々木会長が選定されたとのことでしたが、中央地区からはほかに候補者はいたのでしょうか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 (工藤参事)	理事が 3 名、監事が 1 名、全部で 4 名選定されております。そのうちの理事候補者の中から佐々木会長が、会長・副会長候補で選定されております。
11 番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	ほかにありませんか。
18 番佐々木英久委員	はい。
議 長	18 番佐々木英久委員、どうぞ。
18 番佐々木英久委員	「現況地目照会に係る回答について」の 3 番、「農地」と回答したとのことでしたが、現況は林などの状態ではなかったのでしょうか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 (勝田主席主査)	当該地は、上新城の県道沿いにあります。現地は草が生い茂っておりますが、耕作を阻害する恒久的な構造物等は確認されません。したがって、耕起することにより耕作が可能な状態であると判断したことから、「農地」として回答したものであります。
18 番佐々木英久委員	わかりました。

議	長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)		議案書1ページから2ページの5件について説明いたします。 番号1。受け手は、[]。出し手は、[]。 番号2。受け手は、[]。出し手は、[]。 番号3。受け手は、[]。出し手は、[]。 番号4。受け手は、[]。出し手は、番号3と同じ、[]。 番号5。受け手は、[]。出し手は、[]。 すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有または一部機械作業を委託しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については5件ともに、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号1は160日、番号2は220日、番号3は210日、番号4、番号5は250日、農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、5件とも受け手への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号5すべて許可要件を満たしていると考えまます。 なお、番号5の現地確認については、本日欠席の13番佐々木和昭委員から、特に問題なしと連絡を受けております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7 番 加 藤 淳 委 員		7番加藤です。報告を受け、私も現地を確認しましたが、特段問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。
議	長	次に番号2について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18 番 佐 々 木 英 久 委 員		18番佐々木です。出し手と受け手が親戚関係で太平に所有する農地を売買する意向です。現地を調査した鈴木英弘推進委員からも問題ないとのことですので、ご審議よろしく申し上げます。
議	長	次に番号3および番号4について、現地を調査した1番齋藤善彦委員から報告をお願いします。

事務局 (稲葉副参事)	<p>現地は令和8年4月22日に確認しております。</p> <p>続いて番号3。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>農地転用許可申請説明資料は5ページおよび6ページをご覧ください。</p> <p>転用事業計画について、借受人は、県が発注する河川災害復旧工事を受注し、現場事務所や仮設トイレ、駐車場等の設置が必要となったことから、工事箇所から近い申請地を一時転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内。農地区分は第1種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和9年1月29日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は施設・建物の高さを加減する。排水計画において、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。</p> <p>一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物を撤去し、原状復旧を行います。</p> <p>現地は令和8年5月1日に確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告となります。</p> <p>番号1から番号3について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。中嶋推進委員から連絡を受けました。1番2番3番とも工事用の一時転用ですので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、県農業会議への諮問が不要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、議案第16号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (山本主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。議案書の4ページをご覧ください。番号1。申請人は[REDACTED]。土地の所在は雄和萱ヶ沢[REDACTED]。面積は677平方メートル。登記地目は田、現況地目は山林。事由について「現在、山林化している。」です。</p> <p>非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年5月1日に確認しております。次に、番号2。申請人は[REDACTED]。土地の所在は雄和神ヶ村[REDACTED]。面積は175平方メートル。登記地目および現況地目はともに田。事由について「平成12年頃から耕作されておらず、原野化している。」です。</p> <p>非農地証明申請説明資料の2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年5月1日に確認しております。これらの申請地の状況は、番号1および番号2ともに、『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のAに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により農地に該当しないと考えられます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1および番号2について、現地を調査した1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
1 番 齊 藤 善 彦 委 員	<p>1番齊藤です。5月1日に私と佐々木強推進委員と吉田孝司推進委員と事務局2名の計5名で現地を確認しました。説明資料にある写真のような状況ですので、非農地とすることに何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見ある方はをお願いします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第16号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後2時44分終了)	